

平成 30 年度の国民健康保険税

京都府が示した本算定による和束町の一人当たり保険税額

平成 28 年度 平成 30 年度
100 とすると→ 92.1
(都道府県化しないと 125.2)

しかし、医療費（保険税算定の根拠）は年々増加。
医療費の動向や所得水準の推移を見極める必要があります。



現行水準の維持→将来の負担増を緩やかに。

現行税率・額			
医療分			
応能割		応益割	
所得割	資産割	均等割	平等割
7%	22%	26,000 円	30,000 円
支援金分			
応能割		応益割	
所得割	資産割	均等割	平等割
2.2%	8%	8,000 円	7,800 円
介護分			
応能割		応益割	
所得割	資産割	均等割	平等割
1.4%	6%	7,800 円	7,200 円

和束町では今年度の保険税率を昨年度と同様に据え置きました

医療費を抑制することで保険税の上昇を抑えることができます。

- ・ 特定健診・保健指導を受けて自分の身体の状態を把握しておきましょう
- ・ 体調の変化を感じたら早め早めに受診しましょう 特に糖尿病は重症化すると透析などにつながり、医療費の負担が増えます
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう

医療費の抑制には被保険者のみなさまの取組みも大変重要になってきます。
今後も和束町国保の健全な運営のためにみなさまのご協力をお願いいたします。